○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案（新旧対照表）

（下線部分が変更箇所）

変　更　後

第１　（略）

第２　１～７　（略）

周波数割当表

第１表　（略）

第２表　27.5ＭＨｚ　－　10000ＭＨｚ

国際分配（MHz） 第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配（MHz） (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）
			960-1164	航空無線航行	公共業務用（航空用ＤＭＥ用、タカン用、ＡＴＣＲＢＳ用、ＡＣＡＳ用）	公共業務用（航空用ＤＭＥ用、タカン用、ＡＴＣＲＢＳ用、ＡＣＡＳ用）への割当ては、別表２－３による。
			（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

別表２－３　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン、ＶＯＲ、ＩＬＳ、ＭＬＳ及びＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数表

（表略）

（略）

ＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数

地表に開設するもの　1030MHz、1090MHz

地表に開設するもの以外のもの　1090MHz

（略）

変　更　前

第１　（略）

第２　１～７　（略）

周波数割当表

第１表　（略）

第２表　27.5ＭＨｚ　－　10000ＭＨｚ

国際分配（MHz） 第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配（MHz） (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
（略）			（略）	（略）	（略）	（略）
			960-1164	航空無線航行	公共業務用（航空用ＤＭＥ及びタカン（無線航行援助システム）用、ＡＴＣＲＢＳ（航空交通管制用レーダービーコンシステム）用、ＡＣＡＳ（航空機衝突防止システム）用）	航空用ＤＭＥ及びタカン（無線航行援助システム）用への割当ては、別表２－３による。ＡＴＣＲＢＳ（航空交通管制用レーダービーコンシステム）用への割当ては、ＳＳＲは1030MHz、ＡＴＣトランスポンダは 1090MHzに限る。ＡＣＡＳ（航空機衝突防止システム）用への割当ては、1030MHzに限る。
			（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

別表２－３　ＡＣＡＳ、航空用ＤＭＥ、タカン、ＶＯＲ、ＩＬＳ、ＭＬＳ及びＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数表

（表略）

（略）

ＡＴＣＲＢＳの無線局の周波数

地表に開設するもの　1030MHz

ＡＴＣトランスポンダを使用するもの　1090MHz

（略）

別添３